


## I-13. 研究活動における不正行為に対する調査方法に関する調査

### Comparative study on systems, processes, and measures to investigate research misconduct in major countries

 <b>キーワード</b> <b>Key Word</b>	研究不正、捏造、改ざん、盗用、デジタル・フォレンジック、告発
	research misconduct, FFP, fabrication, falsification, plagiarism, digital forensic, whistleblowing

#### 1. 調査の目的

本調査の目的は、国内外の研究活動における不正行為に対する調査についての、具体的な方法・実務・ノウハウ等を把握・整理することである。本調査では、特に、医療研究分野に注視した。国内外の状況を比較することにより、優れた取組を抽出するなど、我が国の取組の向上に向けての示唆を得ることを目指した。

#### 2. 調査の内容

調査対象国・地域は、米国、英国、ドイツ、カナダ、欧州地域、フランス、スイス、デンマーク、フィンランドと日本である。研究不正に対応するガイドラインが策定され、大学・研究機関に対して順守させるための国の仕組みができている国、科学研究について歴史的に実績があり我が国がその行政運営について参考にしてしている国、研究不正事件への対応が話題になっている国等から選択した。これらの対象国・地域の政府・資金配分機関や、大学・研究機関について文献調査を実施し、米国、英国、ドイツ、日本についてはインタビュー調査を実施した。

##### (1) 政府機関、資金配分機関等

研究活動の不正行為に対する調査に関する制度的枠組み、指針、ガイドライン、実施体制、運用実態等について調査した。運用実態については、調査における政府機関、資金配分機関による、調査前の実施体制・方法の確認、調査中のフォローアップ・確認、調査に対する指示、中間報告や最終報告の妥当性の確認等を調査した。

##### (2) 大学、研究機関等

研究活動の不正行為に対する調査について、以下の内容を調査した。

- ・ 研究活動における不正行為に対する調査の実施体制、調査委員会の権限
- ・ 調査対象の研究活動：被告発者の他の研究活動を含めるか等
- ・ 調査方法：告発内容の合理性の判断方法（科学的な合理性、論理性）、調査可能性の判断方法（生データ等の事後検証を可能とするものの保存期間との関係等）、生データ等の各種資料の精査方法、関係者のヒアリング（ヒアリングのポイント、ヒアリングの実施環境等）、デジタル・フォレンジックの活用、再実験の実施判断・方法等
- ・ 証拠の保全措置
- ・ 調査における研究又は技術上の情報の保護：調査対象における公表前のデータ、論文等の秘密情報の漏洩防止等
- ・ 告発者、被告発者、告発内容、調査内容等の秘密保持
- ・ 不正行為の認定の判断
- ・ 不服申立て

本調査は、日本医療研究開発機構委託調査(平成28年度)「研究活動における不正行為に対する調査方法に関する調査」として実施したものである。報告書は<[https://www.amed.go.jp/kenkyu\\_kousei/kanrenjoho.html](https://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/kanrenjoho.html)>においてダウンロード可能である(2018年11月23日確認)。(文責：依田)